

横浜市立大学国際総合科学群理系（理学部・データサイエンス学部・生命ナノシステム科学研究科・生命医科学研究科・データサイエンス研究科）教員昇任内規

制 定 平成 18 年 11 月 10 日
最近改正 令和 7 年 8 月 1 日

（目的）

第1条 この内規は、国際総合科学群理系（理学部・データサイエンス学部・生命ナノシステム科学研究科・生命医科学研究科・データサイエンス研究科）から推薦する教授・准教授・講師・助教（以下「教員」という。）への昇任に関し、公立大学法人横浜市立大学教員昇任規程（以下「規程」という。）を適用する場合に必要な事項を定めることを目的とする。

（教授昇任の博士の学位）

第2条 規程第2条第2項第1号の博士の学位は、必須とする。

（教授昇任の研究業績）

第3条 規程第2条第3項第1号の研究の業績は、過去5年以内に、国際的な査読付き欧文雑誌に学術論文を5本以上掲載され、かつ過去10年以内に、国際的な査読付き欧文雑誌に10本以上の論文が掲載されたこととする。ただし、専門分野によっては、邦文学術論文を例外的に含めることを可とする。データサイエンス学部・データサイエンス研究科においては、登録済み特許を含めることを可とする。

（教授昇任の本学への貢献）

第4条 規程第2条第3項第4号の本学への貢献は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 「公立大学法人横浜市立大学教員管理職規程」第1条に規定する教員管理職等に2年以上関わった者
- (2) 本学の教育に多大な貢献をした者
- (3) 外部資金（年間3千万円程度の科研費または1億円程度の国家プロジェクト、産学官共同プロジェクトなど）を代表者として獲得した者
- (4) 知的財産などの分野で本学に多大な貢献をした者
- (5) 学術の各分野で国内外の名誉ある賞（学士院賞・学会賞など）を受賞した者
- (6) 過去5年以内に、国際的な査読付き欧文雑誌に学術論文を10本以上掲載され、かつ過去10年以内に、国際的な査読付き欧文雑誌に15本以上の論文が掲載された者。ただし、専門分野によっては、邦文学術論文を例外的に含めることとする。
- (7) 世界的な著名な雑誌に論文を掲載され、多大な評価をされた者

（准教授昇任の博士の学位）

第5条 規程第3条第2項第1号の修士の学位は、博士の学位を必須とする。

（准教授昇任の研究業績）

第6条 規程第3条第3項第1号の研究の業績は、過去5年以内に、欧文雑誌に学術論文を3本以上掲載されていることとする。ただし、専門分野によっては、邦文学術論文も可とする。データサイエンス学部・データサイエンス研究科においては、

登録済み特許を含めることを可とする。

(准教授昇任に関する本学への貢献)

第7条 規程第3条第3項第3号の本学への貢献は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 教育・研究に関する運営に3年以上関わり、多大な貢献をした者
- (2) 外部資金(年間1千万円程度の科研費または3千万円程度の国家プロジェクト、産学官共同プロジェクトなど)を代表者として獲得した者
- (3) 知的財産などの分野で本学に多大な貢献をした者
- (4) 学術の各分野で国内外の名誉ある賞(学会賞、奨励賞など)を受賞した者
- (5) 過去10年間に、査読付き欧文雑誌に5本以上の学術論文が掲載された者。ただし、専門分野によっては、邦文学術論文も可とする。

(講師昇任の博士の学位)

第8条 規程第4条第2項第1号の修士の学位は、博士の学位を必須とする。

(講師昇任の研究業績)

第9条 規程第4条第3項第1号の研究の業績は、過去5年以内に、欧文雑誌に学術論文を3本以上掲載されていることとする。ただし、専門分野によっては、邦文学術論文も可とする。データサイエンス学部・データサイエンス研究科においては、登録済み特許を含めることを可とする。

(助教昇任の学位)

第10条 規程第5条第2項第1号の修士の学位は、博士の学位を必須とする。

(研究業績等の期間に関する特例)

第11条 第3条、第6条及び第9条の研究の業績に係る期間並びに第4条第6号及び第7条第5号の本学への貢献の論文業績に係る期間について、当該期間内に公立大学法人横浜市立大学職員就業規則(以下「規則」という。)第19条の休職(ただし、同条第2号は除く)、規則第42条第1項第3号の出産休暇、規則第44条第1項の育児休業又は同条第2項の介護休業がある場合には、第3条、第4条、第6条及び第7条に定める期間にかかわらず、当該期間に休職、出産休暇、育児休業又は介護休業それぞれの期間を合計した期間を、当該期間とすることができます。

(審査内規適用の例外)

第12条 医学群に所属する生命医科学研究科及びデータサイエンス研究科の教員における昇任審査については、横浜市立大学医学部医学科・医学研究科教員昇任内規を適用する。

附 則

この内規は、平成18年1月24日から施行する。

附 則

この内規は、平成18年11月10日から施行する。

附 則

この内規は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 21 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。